

【令和5年度版】



池

田

町



# 子育てガイドブック

池田町では、子育てをしているみなさんを応援するため、いろいろな取り組みをしています。どんな取り組みがされているのかガイドブックで簡単に紹介します。

わからないこと、もっと詳しく知りたいことがありましたら、それぞれの連絡先にお気軽にお問い合わせください。

このガイドブックは、令和5年7月時点での内容を取りまとめたものです。制度改正等の理由により、内容が変更になる場合がありますので、各担当課までお問い合わせのうえご確認ください。

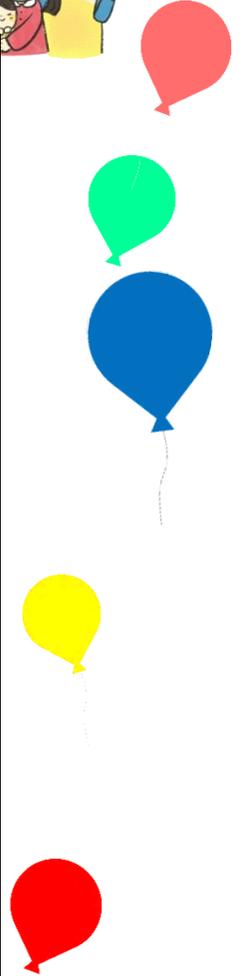
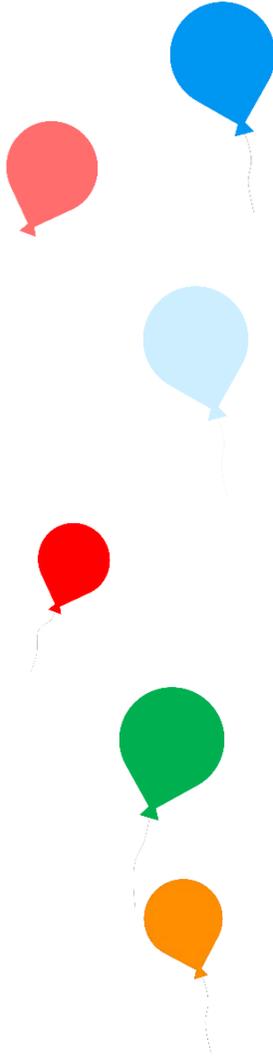
# 池田町 子育てサポートカレンダー



他にも多くの支援があります。



	妊娠	生後～3か月	4～6か月	7～12か月	1歳～3歳	4～6歳
届出・助成	母子健康手帳交付 P.1	出産育児一時金 P.4	障がいのある子どもP.22、ひとり親家庭P.25も合わせてご覧ください。		育児支援金（満1歳、満2歳） P.10	
	インフルエンザワクチン接種費用の助成 P.1	出産祝い金 P.4				
	妊産婦安心出産支援事業 P.2					
	出産・子育て応援給付金 P.2					
	不育症治療費助成事業 P.27	乳幼児医療費助成 P.5				
	不妊治療費助成事業 P.27	児童手当 P.5				
	紙おむつ無料回収 P.5					
			池田町保育所等遠距離送迎費助成（対象要件あり） P.12			
					幼児教育・保育の無償化（3歳～、0歳～2歳は対象要件あり） P.12	
					保育のための副食費の特例助成（3歳～対象要件あり） P.11	
					実費徴収に係る補足給付事業（対象要件あり） P.11	
主な健診	妊婦健診 P.1	新生児聴覚検査 P.6	4か月健診 P.7	10か月健診 P.7	1歳健診 P.7	就学前健康診断 P.15
	妊婦歯科健診 P.1				1歳6か月健診 P.7	
					3歳健診 P.7	
サポート・相談	赤ちゃんルームこあら P.9					
	パパママ教室 P.2	子どもセンター P.9				
	産前サポート P.2	産後サポート P.6				
		新生児訪問、妊婦訪問 P.6	離乳食相談 P.8			
		6か月相談 P.7		2歳児相談 P.8		
		育児相談、訪問相談 P.8				
預ける・学ぶ			保育園（6か月～） P.12			
			一時保育（6か月～） P.12			
			病後児保育（6か月～） P.12			
			ファミリーサポートセンター事業（6か月～） P.13			
				子育て短期支援事業 P.13		



## 1. 妊娠期・・・P1～3

医療機関の受診  
妊娠の届け出と健診・教室など  
池田町子育て応援ナビ

## 2. 出産期・・・P4～6

出生届  
出産育児一時金  
出産祝い金  
医療費助成  
児童手当制度  
新生児の検査、訪問相談

## 3. 乳幼児期・・・P7～14

健康診断など  
訪問と相談  
急病相談  
乳幼児期の予防接種  
乳幼児期の検査  
集いの場と各種教室  
乳幼児期の助成  
育児支援金  
幼児教育・保育の無償化  
保育のための副食費の特例助成  
保育所等遠距離送迎費助成  
実費徴取に係る補足給付事業  
保育園・幼稚園  
病後児保育・一時保育  
ファミリーサポートセンター事業  
発達やことばに関する相談  
子育て短期支援事業  
子ども子育ての相談ができる町内の機関

## 4. 学齢期・・・P15～18

入学前の健診と入学・転校手続きなど  
学齢期の支援と助成  
放課後の支援  
学齢期の検査  
小学生道外派遣研修事業  
各種講座や行事の案内  
学齢期の相談事業など

## 5. 高校生・・・P19

池田高等学校支援

## 6. 子育てに関する相談・・・P20～21

乳児・幼児期の相談  
学齢・思春期の相談発達  
発達やことばに関する相談  
子育て全般に関する相談  
虐待・いじめに関する相談

## 7. 障がいのある子ども・・・P22～24

各種手帳の交付  
各種手と共済制度  
医療費の助成  
交通費などの助成  
生活の支援  
障がい児（者）を支援する会

## 8. ひとり親家庭・・・P25

ひとり親家庭への支援

## 9. 女性の検診と特定不妊治療費・不育症治

## 療費助成事業・・・P26～27

女性の検診  
不妊治療費・不育症治療費助成事業

## 10. 町内の施設・・・P28

体育館  
図書館  
多世代交流施設

## 11. 住まいの情報とサービス・・・P29～30

住宅に関する情報  
住宅に関する助成



# 1. 妊 娠 期

## 医療機関の受診

妊娠初期はとても大切な時期なので、早めに医療機関で診察を受けましょう。



## 妊娠の届け出と健診・教室など

病院を受診して妊娠がはっきりしたら保健センターで母子健康手帳の交付を受けましょう。定期的に妊婦健診を受け出産に備えましょう。

## 母子健康手帳の発行

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL572-2100

妊娠がはっきりしたら早めに母子健康手帳を受け取りましょう。「母子健康手帳」は、妊娠中や出産時の経過、お子さんの健診結果や予防接種歴など成長の記録となります。お母さんとお子さんの健康の記録として大切なものです。

- ◆対 象：病院で妊娠の診断を受けた方
- ◆手 続 き：予約が必要です。1時間程度かかります。
- ◆必要な物：マイナンバー（個人番号）カード  
※マイナンバーカードの詳細については3ページをご覧ください。  
※「母子健康手帳」発行時に、出産予定日の記入が必要になります。
- ◆発 行 日：予約時に相談
- ◆予約方法：電話またはインターネット申請ができます。  
URL：<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=QEItLJcD>

予約フォーム



## 妊婦健康診査の費用助成

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL572-2100

お腹の赤ちゃんの成長や妊婦さんの健康確認のため、妊婦健康診査を定期的に受けましょう。池田町では、妊婦さんが安心して健診を受けられるよう妊婦健診の費用助成を行っています。他町から転入された方、転出予定の方は、係までお問い合わせください。

- ◆対 象：池田町民で妊娠されている方
- ◆助成内容：妊婦一般健康診査14回  
超音波検査11回
- ◆必要な物：母子健康手帳  
※受診票は母子健康手帳交付時及び  
後期面接時（妊娠7か月以降）の2回に分けてお渡します。
- ◆発 行 日：予約時に相談
- ◆予約方法：電話またはインターネット申請ができます。  
URL：<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=YCRIC8bl>

予約フォーム



## 妊婦歯科健康診査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL572-2100

妊娠中は女性ホルモンの影響により、虫歯や口腔内トラブルを起こしやすい時期です。健診を受け、歯周病などの有無を調べると同時に、予防の正しい知識と方法を身につけましょう。

- ◆対 象：妊娠中で母子健康手帳の交付を受けている方  
※対象の方へ受診票を発行します。
- ◆内 容：町内の歯科医院で歯の健康状態の検査や歯科保健指導が受けられます。
- ◆料 金：500円



## インフルエンザワクチン接種費用の助成

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL 572-2100

- ◆対象・助成金額：妊娠中の方・1回 1,650円以内の接種実費額
- ◆実施医療機関：十勝いけだ地域医療センター TEL 572-3181 ・ 藤田クリニック TEL 572-6020  
くりばやし医院 TEL 572-3000 ・ 池田桜通診療所 TEL 579-2626
- ◆接 種 方 法：接種を希望する医療機関に予約をし、接種日には母子健康手帳・健康保険証、住所を確認できるもの（保険証など）を持参してください。
- 実施医療機関以外で接種を受けた場合は「保健センター」で助成金の申請をしてください。  
※申請に必要な物：病院の領収書（ワクチン名の明記されたもの）、母子健康手帳、振込先口座番号のわかるもの

## 妊産婦安心出産支援事業

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL572-2100

自宅から産科医療機関までが長距離である妊産婦さんの負担軽減を図るため、妊産婦健診と出産に係る交通費を助成しています。

- ◆対象：次のいずれにも該当している方
  - ・妊産婦健診または出産日に池田町に住民登録があること
  - ・自宅から最も近い産科医療機関（帯広協会病院）までの道路距離が片道 25 km を超えていること
- ◆助成額：次に示す通院に対して片道につき 715 円を助成します。
  - ①妊婦健康診査のため医療機関への通院（上限 14 回分）
  - ②出産のための医療機関への通院（1 回分）
  - ③産後 1 か月健診のための医療機関への通院（1 回分）※里帰り先等からの通院や救急車による搬送は対象外です。
- ◆申請方法：出産または転出後 3 か月以内に、保健子育て課保健推進係に申請してください。（妊娠が途中で終了した場合は、最後の妊婦健康診査から 3 か月以内に申請してください。）  
※申請に必要な物：母子健康手帳（通院記録や出生届証明の写し）、通帳（振込先口座番号のわかるもの）

## 池田町出産・子育て応援給付金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター） TEL572-2100

妊娠期から子育て期まで一貫して子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援を実施し、出産育児関連用品の購入等の経済的支援を行います。

### 相談支援

すべての妊婦・子育て世帯を対象に、妊娠届け出時、妊娠 7 か月頃、新生児訪問時に、保健師や助産師、管理栄養士との面談を行います。

### 経済的支援

- ◆対象：令和 4 年 4 月 1 日以降に母子健康手帳の交付を受けた方・出産した方で、下記のすべてに該当する方
  - ①池田町出産応援給付金：妊婦 1 人あたり 50,000 円
    - ・申請時点で池田町民であること
    - ・母子健康手帳の交付時に、保健師または助産師と面談を行い、アンケートの回答をしていること
  - ②池田町子育て応援給付金：出生した子ども 1 人あたり 50,000 円
    - ・申請時点で池田町民であること
    - ・新生児訪問時に、保健師または助産師と面談を行い、アンケートの回答をしていること
- ◆申請方法：
  - ①母子健康手帳交付の際に申請書をお渡しします。
  - ②新生児訪問の際に、申請書をお渡しします。



## パパママ教室

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL 572-2100

パパママ教室は、赤ちゃん誕生のための準備について楽しく学べる場です。個別で助産師が妊娠・出産・育児についてお話しします。

- ◆対象：赤ちゃんを迎えるパパとママ
- ◆内容：助産師がパパ、ママと一緒に出産・育児がイメージできるような講話や体操などを行います
- ◆会場：池田町保健センター
- ◆日時：個別対応（※要予約）
- ◆予約方法：電話またはインターネット予約ができます。

URL: <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=bNZD8rMo>

予約フォーム



## 産前サポート

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター） TEL 572-2100

妊娠・出産に向けての心配事や、パースプラン等に関する相談を助産師がお受けします。来所、電話、訪問などで対応します。

- ◆対象：妊娠 30 週前後の妊婦さん。（該当しなくても気軽にご相談ください。）
  - ・初めての妊娠、出産の方
  - ・多胎等で支援を必要とする方
  - ・妊娠、出産、育児に関する不安があり、身近に相談できる相手がいない方
- ◆手続き：ご利用希望者は担当係までお問合せください。

池田町からのお知らせや予防接種などの情報をアプリで受け取ることができる子育て応援ナビです。予防接種のスケジュールも簡単に立てられ、予防接種の予定日・健診などのお知らせがプッシュ通知で届くので安心です。また、お子さまの成長記録が残せる機能もあります。登録も簡単なので、妊娠中の方、お子さまをお持ちの方は、ぜひご登録ください。ダウンロードは無料です。

池田町 子育て応援ナビ  
二次元コードからダウンロードできます。  
URL:<https://ikeda-town.city-hc.jp/>



## おしらせ

### マイナンバー（個人番号）カード掲示について

「母子健康手帳」の発行、「低出生体重児」の届け出には、

「マイナンバー（個人番号）カード」が必要です。

マイナンバー（個人番号）カード①または、カードが無い場合は②・③どちらかの書類をお持ちください。

- ①：1点→「マイナンバー（個人番号）カード」のみ
- ②：2点→「通知カード」または「住民票」（個人番号が記載されたもの）と「身元確認書類1点」（公的機関発行の顔写真つきの運転免許証、パスポートなど）が必要です。
- ③：3点→「通知カード」または「住民票」（個人番号が記載されたもの）と「身元確認書類2点」（顔写真がついていない健康保険証、診察券、年金手帳など）が必要です。

◆問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL572-2100

## コラム：妊婦健診

### ○妊婦健診…どんなことをするの？

**体重**：妊娠週数に応じて適切な体重増加量があります。特に妊娠中期は体重が増えやすいので、食事や運動など生活習慣に気を付けましょう。

**血圧**：妊娠中は血液量の増加やホルモンバランスの変化などにより高血圧になりやすいです。特に、初めての妊娠や35歳以上の方の妊娠などの場合は高血圧となりやすいので注意しましょう。

**尿検査**：尿たんぱくや尿糖の有無を調べます。尿たんぱくは妊娠中の高血圧などによって血管が傷つくと出ることがあり、腎臓の機能が弱っている可能性があります。また、尿糖が出ているときは、血糖値が高くなっている可能性があります。妊娠中は赤ちゃんにたくさん栄養を与えられるように、血糖値が上がりやすく、糖尿病にもなりやすくなっています。そのため、妊娠中はいつも以上に食事などに気を付ける必要があります。

**血液検査**：貧血や血糖、各種抗体などを調べます。妊娠中は血液量が増える（血液が薄くなる）ことなどによって貧血になりやすいです。鉄分やたんぱく質、ビタミンなど血液のもとになる食材をしっかり摂りましょう。

**超音波検査**：赤ちゃんの大きさや体に異常がないかなどを診ます。

妊婦健診はお母さん、赤ちゃんの健康を守るための大切な健診です。費用助成もありますので、必要な回数を必ず受診しましょう。

## 2. 出 産 期

### 出生届

赤ちゃんが生まれたら、提出期限内に市区町村役場に「出生届」を提出し、児童手当（公務員の方は勤務先で手続き）や医療費の申請など各種手続きをすみやかに済ませましょう。

### 出生届

問合せ先：町民課戸籍年金係 TEL 572-3114

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に住所地、出生地、本籍地、居住地などの市区町村役場に「出生届」の提出が必要です。届出人が署名、捺印した出生届の場合は代理人でも提出できます。

- ◆必要な物：出生届、母子健康手帳、届出人の印鑑

### 低体重児出生届

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

出生体重が2,500g未満のお子さんが生まれた時に「保健センター」に届け出が必要です。代理届け出でも提出できますし、電話連絡でも可能ですので、すみやかに届け出てください。

退院後、保健師がご自宅にお伺いし、育児の心配事など、相談に応じます。

- ◆必要な物：マイナンバー（個人番号）カード  
※マイナンバーカードの詳細については3ページをご覧ください。

### 出産育児一時金

#### 出産育児一時金（国民健康保険加入者）

問合せ先：町民課保険係 TEL 572-3114

国民健康保険の加入者が出産した時、出産費用の一部を助成します。（1児につき500,000円を限度）

出産費用を国民健康保険が医療機関に直接支払う「直接支払制度」が利用できます。医療機関等で直接支払制度に関する合意文書を記入することで利用できます。

#### ■出産育児一時金支給（差額）申請

出産費用が出産育児一時金支給額を下回った場合は、差額を町から支給します。また、直接支払制度を利用しない方は、医療機関に全額出産費用を支払い、町へ出産育児一時金支給申請をしてください。

※一時金は妊娠4か月以降に死産や流産した場合も対象となります。

※国民健康保険以外の方の一時金は、ご加入の健康保険者へお問い合わせください。

- ◆必要な物：出産費用内訳領収明細書・医療機関等との直接支払制度に関する合意文書・健康保険証・母子健康手帳・母親名義の銀行通帳など

### 出産祝い金

#### 出産祝い金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

お子さんが産まれた時に「出産祝い金」を交付します。次代を担う子の出産を奨励するとともに子どもの健全な育成と池田町の活性化を図ることを目的としています。

- ◆対象者：出産した子を養育している方
- ◆要件：出産時、池田町に住所を有し、6か月以上池田町に住んでいる方
- ◆祝い金の額：

第1・2子の出産	50,000円	
第3子の出産	100,000円	第4子以降の出産 300,000円
- ◆交付の方法：池田町商工会商品券を交付します
- ◆申請期間：出産後3か月以内（6か月間町に居住していない場合は、6か月間住所を有した日から3か月以内）
- ◆申請の窓口：
  - ・保健子育て課子育て支援係（保健センター内）
  - ・町民課戸籍年金係（役場庁舎内）

・・・お子さんが満1歳・満2歳になった時には『育児支援金』を交付します！10ページ参照・・・



## 医療費助成

池田町では、北海道の「乳幼児医療費助成事業」に加え、満 18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの子どもの医療費の全額助成を実施しており、医療費無料化を実現しています。

お子さんが産まれた方、他市町村より転入された方は、忘れずに手続きを済ませましょう。

## 乳幼児医療費助成

問合せ先：町民課保険係 Tel 572-3114

### ■乳幼児医療費助成（乳幼児等医療費受給者証発行）

医療機関で受診された際、「乳幼児等医療費受給者証」と「健康保険証」を一緒に病院などの窓口へ提出してください。保険診療金額を助成します。

※保険適用外の費用などは対象外です。

- ◆対象：満 18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までのお子さん
- ◆必要な物：被保険者の健康保険証・学生証（高校などに進学の方のみ）

### ■北海道外で医療を受けた場合

児童・生徒が北海道外の医療機関で受診された場合に、支払われた保険診療金額を申請により払い戻します。

医療機関で受診された際に、一度自己負担分をお支払いいただき、後日、医療機関が発行する領収書（診療点数が確認できるもの）を添えて申請してください。

※保険適用外の費用などは対象外です。

- ◆必要な物：領収書、被保険者の健康保険証・保護者名義の銀行通帳

## 児童手当制度

中学校を修了する前の児童を養育している方を対象に「児童手当」または「特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の児童養育者）」が支給される制度です。

この手当は、毎年 6 月の受給者の現況により支給額が変更になる場合があります。

## 児童手当

問合せ先：町民課戸籍年金係 Tel 572-3114

児童手当または特例給付等の支給開始月は原則、申請月の翌月です。手続きが遅れた場合、さかのぼって支給されませんのでご注意ください。

◎手続きが必要な方…

- ①初めてお子さんが生まれたとき
- ②第 2 子以降の出生により養育するお子さんが増えたときなど
- ③転入・転出・転居で住所が変わったときなど
- ④児童を養育しなくなったとき
- ⑤公務員になったとき（役場と勤務先で手続き）、公務員でなくなったとき（役場と勤務先で手続き）

◎所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方…

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満となる場合は、「特例給付」として児童 1 人あたり月額一律 5,000 円が支給されます。なお、所得上限限度額以上となる場合は「特例給付」は支給されなくなります。支給されなくなった後、所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要になります。

- ◆対象：中学校卒業までの児童を養育している方
- ◆必要な物：受給者及び配偶者のマイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード・健康保険証・受給者名義の通帳  
※必要に応じて提出していただく書類がありますので係までお問い合わせください。

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）
3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳以上 小学校修了前	10,000 円 （第 3 子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

## 紙おむつの無料回収について

使用済みの紙おむつ類は、無料で回収を行っています。

- ◆出し方：①45 ℓ 以下の透明・半透明の袋に入れてください。  
②「おむつ」とはっきりわかるように明示して排出してください。  
③燃やせるごみの収集日に排出してください。
- ◆おむつごみの種類：「紙おむつ・紙パンツ」「尿取りパッド」「清掃綿」など（生理用品は対象外です）
- ◆注意事項：おむつごみ以外を一緒に排出した場合は、収集されない場合があります。
- ◆問合せ先：町民課環境住宅係 Tel 572-3114



## 新生児の検査・訪問相談

お子さんの成長を確認するため各種検査や訪問相談等を行っています。

### 産後サポート

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

産後、育児の心配事がある方の相談を助産師がお受けします。来所、電話、訪問などで対応します。

- ◆対象：産後2週間～4か月の産婦さん。（該当しなくても気軽にご相談ください）
  - ・初めて出産された方
  - ・多胎等で支援を必要とする方
  - ・育児に関する不安があり、身近に相談できる相手がいない方
- ◆手続き：予約が必要です。



### 産後ケア事業

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

産後、育児に不安がある方や家族からの支援が受けられない方に、産後ケアセンターのデイケアをご利用いただけます。

- ◆対象：産後6か月未満のお母さんと赤ちゃんで下記の全てに当てはまる方。
  - ・申請・利用時に池田町民である
  - ・心身の不調、育児に不安がある
  - ・家族から支援が受けられない
  - ・感染症や入院が必要な病気にかかっていない
- ◆場所：慶愛産後ケアセンター「クローバー」
- ◆利用回数・料金：1回の出産につき2回まで、1回1,600円（所得により減免あり）
- ◆利用方法：事前に申請が必要です。利用を希望される方は上記までお問い合わせください。

### 新生児訪問・産婦訪問

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

生後1か月前後に、保健師がご自宅へお伺いし赤ちゃんの成長発達を確認し、育児の相談などに応じます。  
※里帰りの方の希望も承ります。

- ◆対象：生後1か月前後の赤ちゃんとそのお母さん
- ◆案内：対象の方に担当保健師から連絡し日程調整などをさせていただきます。



### 新生児聴覚検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や訓練を受けることによって、ことばの発達を促すために、新生児に出産後、退院前に病院での「きこえ」の検査をお勧めいたします。妊娠後期の面接の際に受診票を発行します。

- ◆対象：新生児
- ◆対象の検査：自動ABR検査もしくはOAE検査（初回検査のみ）
- ◆費用：無料

### 胆道閉鎖症スクリーニング検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

胆道閉鎖症を早期に発見するための検査です。  
母子健康手帳のカラーカードを見てお母さんが赤ちゃんの便の色を確認し異常が見受けられた時は、すぐに医師に相談しましょう。生後4か月頃までは、大便の色に注意が必要です。保健師も新生児訪問の際、様子を確認し相談をお受けいたします。



## 2歳児相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

2歳～2歳2か月児を対象に、身体測定、保健・栄養相談を行っています。  
毎週月曜日に開催している「移動子どもセンター」の会場で行います。

- ◆場 所：池田町保健センター
- ◆開催日時：保健カレンダーを参照してください。
- ◆持ち物：母子健康手帳、2歳児相談アンケート（アンケートは個別に郵送します。）

## 育児相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

発達（身体測定も含む）栄養面など、育児に関するご相談を保健師、助産師、管理栄養士がお受けします。

- ◆来所相談：毎週火曜日 8：45～17：30  
※予約が必要です。電話もしくはインターネット申請が可能です。  
URL:<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=IKSGoz3E>

予約フォーム



- ◆場 所：池田町保健センター
- ◆電話相談：平日 8：45～17：30

## 訪問相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

乳幼児のお子さんを持つ家庭に希望に応じて職員（保健師・助産師・管理栄養士）が伺います。  
希望される方はご連絡ください。

## 離乳食相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

管理栄養士が離乳食の進め方のポイントなどをお伝えしています。

- ◆対象：4か月児のいる家族（該当しなくても気軽にご相談ください）
- ◆場 所：池田町保健センター
- ◆案 内：該当する方に保健推進係からご連絡します。



## 急病相談

お子さんの体調の変化や事故などは予知することができません。夜間や休日など、相談に悩んだときは、かかりつけの病院または下記に相談してください。

## 小児救急電話相談

夜間の子どもの病気や事故などのとき、どのように対応したらよいか、医療機関にかかる必要があるかなどについて、電話で看護師や小児科医師から助言・アドバイスを受けることができます。



- ◆電話相談受付時間：毎日 19：00～翌朝8：00
- ◆電話番号：家庭の電話でプッシュ回線・携帯電話・スマートフォンを利用の場合…#8000  
※その他のダイヤル回線、PHSを利用の場合…北海道011-232-1599

## その他、休日や夜間診療など

夜間やお休みの日に急病になり受診をしたい場合は、かかりつけ病院に相談をする、新聞で当番病院を確認する、下記のセンターに連絡するなど相談してください。

- ◆十勝いけだ地域医療センター 電話：015-572-3181
- ◆救急医療情報案内センター 電話：0120-20-8699  
携帯・PHS：011-221-8699
- ◆帯広市急病テレホンセンター 電話：0155-26-1099
- ◆歯科…十勝歯科保健センター 電話：0155-25-2172  
※休日（日曜・祭日）診療受付…9：00～13：00  
GW、年末年始…9：00～16：00



## 乳幼児期の予防接種

予防接種は、お子さんの健やかな成長のために大切なものです。なるべく望ましい接種時期に受けられるよう計画的にすすみましょう。具体的な接種スケジュールは、赤ちゃん訪問の際に保健師と一緒に考えます。

## 乳幼児期の検査

### 先天性股関節脱臼検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

「先天性股関節脱臼」とは生まれつき股の関節がはずれていたり、はずれやすい状態にあるものをいいます。放っておくと運動障害のために歩行困難となる場合があります。

そこで、脱臼がはっきりしてくる生後3か月頃に検査を受けて早期発見・早期治療をすることが必要です。

- ◆対象：生後3か月頃
- ◆場所：整形外科（町内外どこでも可）

## 集いの場と各種教室

### 赤ちゃんルーム「こあら」

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）Tel 572-2100

妊娠中の方、満1歳未満のお子さんと保護者の方を対象とした集いの場を開催しています。毎回、体重測定・育児相談を行っております。パパやご家族、お友だちも誘い合ってお参加ください。里帰りされている（池田町に、祖父母が在住されている方）お子さんも参加できます。

- ◆日時：金曜日（月1～2回）10：00～11：30 ※予約不要です。  
※日程は母子保健カレンダーで確認してください。  
※「6か月相談」を同時に開催する日があります。
- ◆内容：ミニ講話（応急処置講習など）、タッチケア、離乳食試食（開催日によって内容は異なります。池田町子育て応援ナビをご覧ください。）
- ◆場所：池田町保健センター
- ◆持ち物：母子健康手帳、バスタオルなど
- ◆スタッフ：保健師、管理栄養士、助産師



### 池田町子どもセンター（移動子どもセンター）

問合せ先：池田町子どもセンター Tel 572-3539

子ども・保護者・妊婦さんの交流の場を提供しています。季節の製作、ミニ講話、水遊び、絵本の読み聞かせなども行っています。また、池田保育園に併設されていますので保育園ホールの利用、園児と同じ給食試食（月1回、5組、有料）なども行っています。そのほか、育児相談・行事の開催・地域・関係機関の情報提供など多方面から子育てサポートを行っています。育児相談は、電話でも対応しています。

- ◆対象：小学校就学前の乳幼児と保護者（必ず、保護者同伴で参加して下さい）、妊婦さん
- ◆日時（場所）：月曜日の午前 「移動子どもセンター」 9：45～11：30（池田町保健センター）  
火～金曜日の午前 「子どもセンター」 9：30～11：30（池田町子どもセンター）  
火・木・金曜日の午後 「子どもセンター」 13：00～16：00（池田町子どもセンター）  
※月・水曜日の午後は相談日のため、「子どもセンター」は開放しません。  
※土・日曜日・祝日はお休みです。  
※都合により場所の変更もありますので「子どもセンター」に確認ください。
- ◆利用料金：無料
- ◆運営：社会福祉法人池田光寿会

## 栄養ミニ講座

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

管理栄養士が子どもの食事についてのお話をします。

- ◆内容：栄養のお話
- ◆場所：池田町保健センター
- ◆対象：乳幼児を育児中の方、妊娠中の方



## 食育教室

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

管理栄養士が町内の保育園、幼稚園に伺い、栄養や健康についてのお話をします。

## はみがき教室

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

歯科衛生士・保健師が町内の幼稚園や保育園に伺い、歯磨きの大切さや磨き方などについてお話をします。

## 乳幼児期の助成

乳幼児の医療費助成（5 ページにも記載あり）や育児支援金などの制度があります。

## 未熟児養育医療給付

問合せ先：町民課保険係 TEL 572-3114

身体の発育が十分でない状態で生まれた赤ちゃんで、指定医療機関の入院治療が必要な場合に医療費の一部を助成します。

- ◆対象：指定医療機関に入院した1歳未満の乳児  
（出生体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児）

## 育児支援金

### 育児支援金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係(保健センター)TEL 572-2100

お父さんが満1歳・満2歳になった時に、「育児支援金」を交付します。次代を担う子どもたちの健やかな発育を応援するとともに、安心して子どもを育てられる環境づくりと池田町の活性化を図ることを目的としています。

- ◆対象者：次の子どもと同居し、養育している方  
**満1歳になった子ども** と **満2歳になった子ども**
  - ◆要件：誕生日に池田町に住所を有し、6か月以上池田町に住んでいる方
  - ◆支援金の額：1人につき 50,000円
  - ◆交付の方法：池田町商工会商品券を交付します。
  - ◆申請期間：誕生日から3か月以内  
（6か月間町に居住していない場合は、6か月間住所を有した日から3か月以内）
  - ◆申請の窓口：
    - ・保健子育て課子育て支援係（保健センター）
    - ・高島支所（北部地域コミュニティセンター）
- ・・・お父さんが産まれた時は『出産祝い金』を交付します！4ページ参照・・・

## 幼児教育・保育の無償化

### 幼児教育・保育の無償化

問合せ先：保健子育て課子育て支援係(保健センター)TEL572-2100

令和元年10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まりました。

- ◆対象要件：①保育園、幼稚園を利用している場合で、以下の要件に該当する子どもの保育料は無料です。
    - ・3歳児～5歳児クラスの子ども
    - ・0歳児～2歳児クラスのうち、町民税非課税世帯の子ども
  - ②幼稚園の預かり保育を利用している場合で、以下の要件に該当する子どもの利用料は無料です。  
（月限度額：11,300円）
    - ・「保育の必要性」のある3歳児～5歳児クラスの子ども（所得制限なし）
    - ・「保育の必要性」のある3歳児の町民税非課税世帯の子ども
  - ③保育園の一時預かり保育事業やファミリーサポート事業を利用している場合で、以下の要件に該当する場合の利用料は無料です。（月限度額：合算して37,000円）
    - ・保育園や幼稚園を利用できていない子どもで、「保育の必要性」のある3歳児～5歳児の子ども
    - ・保育園や幼稚園を利用できていない子どもで、「保育の必要性」のある0歳児～2歳児の町民税非課税世帯の子ども
- ◆申請方法：上記の対象②、③に該当する場合で無償化を希望する方は、「保育の必要性」の認定を受けるために申請が必要です。【子育てのための施設等利用給付という制度があります】  
子育て支援係へ以下の書類を提出してください。  
○子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書：児童1名につき1枚  
○就労証明書：父母それぞれ必要です。（児童2名以上の場合は、父母各1枚で結構です）

■常勤・パート・アルバイト	就労証明書…雇用主の証明
■自営業	就労証明書…保護者の署名
■内職（条件有）	就労証明書…発注者の証明
■病気・負傷	病気等申告書、医師の診断書
■障害	病気等申告書、障害者手帳又は障害年金に係る年金証書の写し
■病気の看護	病気等申告書、医師の診断書
■妊娠・出産	母子手帳の写し（妊娠障害等に関しては病気等申告書、医師の診断書）
■求職	ハローワークカードの写し

## 保育のための副食費の特例助成

### 保育のための副食費の特例助成

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL572-2100

保育園・幼稚園の3歳児以上の副食費について、国の基準では免除とならない第3子以降の児童に対し、副食費を助成し無償化します。

- ◆対象要件：3～5歳児の池田町の子どものうち、下記の2つの要件にすべてあてはまる児童
  - ・世帯の中学生以下でカウントして3人目以降の子
  - ・国の制度により副食費が無償とならない子
- ◆助成金額：通園する保育園・幼稚園における通常の保育で実際にかかった副食費を全額助成します。
  - ※上限額：1月あたり4,700円
  - ※支払っている給食費に主食費（ご飯やパン、麺類等）が含まれている場合には、かかった給食費のうち8割を副食費として算定します。
- ◆申請方法：申請書を各施設または担当係に提出してください。副食費助成金については保護者に代わって保育園・幼稚園に町が支払います。

## 保育所等遠距離送迎費助成

### 池田町保育所等遠距離送迎費助成

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

遠方から保育園または幼稚園に児童を送迎する保護者に対し、通所距離に応じて交通費の助成を行います。

- ◆対象：池田町に在住し、住所地から保育園または幼稚園までの通所距離が片道5.1キロ以上の児童（上記に該当し、送迎バスを利用している場合も助成があります）
- ◆手続き：所属の保育園・幼稚園を通してご案内します。

## 実費徴収に係る補足給付事業

### 実費徴収に係る補足給付事業

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL572-2100

幼稚園を利用している非課税世帯・生活保護世帯に対し、日用品・文房具・バス代等の実費負担を助成します。

- ◆対象要件：幼稚園を利用している生活保護世帯、非課税世帯の保護者
- ◆助成金額：次に掲げる費用の一部又は全額（子ども1人当たり月額2,500円以内）
  - ・日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用
  - ・特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- ◆申請方法：補足給付を受ける前に事前申請・認定が必要になります。  
詳細については担当係にお問い合わせください。

## 保育園・幼稚園

### 池田保育園

入退園の申請・相談：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

保育園について：池田保育園 TEL572-3659

生後6か月から入園受入れをしています。年齢別保育を行い0歳児～5歳児クラスがあります。「病後児保育」「一時保育」は、池田保育園内で行っています。（12ページをご覧ください。）

- ◆定員：120名
- ◆対象：生後6か月～小学校就学前の乳幼児
- ◆保育時間：7：30～18：30
- ◆運営：社会福祉法人池田光寿会
- ◆問合せ先：池田保育園 TEL 572-3659
- ◆入退園の申請について  
受付は、子育て支援係で行っています。
- ◆保育料について  
0～2歳児の保育料は世帯の市町村民税額により決まります。また、幼児教育・保育の無償化により3歳児以上の子どもの保育料は無償となります。その他給食費等の費用はかかります。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ◆問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

3歳～5歳児が同じクラス(縦割保育)で、行事や保育内容に応じて年齢別保育(横割保育)も行っています。  
給食、送迎バス(希望者のみ)を行っています。

- ◆定員：70名
- ◆対象：満3歳～小学校就学前の幼児
- ◆保育時間：9：00～14：00
- ◆運営：学校法人釧路カトリック学園

◆入退園の申請について  
受付は、幼稚園で行っています。

◆保育料について  
幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となります。

◆その他費用  
用品代・給食費・バス代(利用者のみ)などの費用がかかります。  
(生活保護世帯、非課税世帯では助成があります)  
詳しくは保健子育て課子育て支援係  
Tel. 572-2100 までお問い合わせ下さい。

「預かり保育」について(在園児のみ)

◇時間：8：00～9：00  
14：00～18：30

◇料金：以下の2通りから選べます。

1日契約 450円  
時間契約

[ 4～9月 30分 100円  
10～3月 30分 130円(暖房費込) ]

※春・夏・冬の長期休暇中も預かり保育を行っています。  
(保育時間：8：30～18：30)

「地域開放事業」について

◇対象：池田町に住んでいる未就学の乳幼児(保護者同伴での参加)

◇料金：無料

◇日時：月1回 10：00～11：30

※日程などの詳細についてはお問い合わせください。

※この他に、「わくわくデー」を月に1回行っています。未就学の乳幼児が対象です。  
時間は、10：00～11：00 保護者同伴での参加になります。お部屋の中でお子様を見守りながら  
保護者同士の親睦を深めることを「ねらい」にしています。  
幼稚園を利用して、お気楽な気持ちで井戸端会議をしましょう。



### 病後児保育・一時保育

池田保育園では未就学児を対象に「病後児保育」「一時保育」を行っています。

#### 病後児保育

申込み・問合せ先：池田保育園 Tel. 572-3659

病気やけなどが急性期を過ぎて回復期にあるお子さんを、専用の保育室で看護師・保育士がお預かりします。

- ◆対象：池田町に住んでいる6か月～未就学児
- ◆定員：1日3名
- ◆利用できる日：保育園開園日…月曜日～土曜日(祝日・保育園休園日など除く)
- ◆料金：無料
- ◆注意事項：事前の予約と医療機関の診断書が必要です

#### 一時保育

申込み・問合せ先：池田保育園 Tel. 572-3659

生後6か月から就学前のお子さんが利用できます。

- ◆対象：6か月～未就学児
- ◆保育時間：9：00～17：00、月～金曜の週3日間まで  
(祝日・保育園休園日など除く)
- ◆料金：4時間まで1,500円(給食代含む)  
1時間増す毎に250円



## ファミリーサポートセンター事業

### 池田町ファミリーサポートセンター事業

問合せ先：保健子育て課子育て支援係 TEL 572-2100

ファミリー・サポート・センターとは、子育てを地域でお手伝いする会員組織です。子育てのサポートをしてほしい人（おねがい会員）とサポートをしたい人（まかせて会員）が会員登録をして、サポートが必要な時にセンターが仲介役となり、会員を紹介しします。

- ◆対象：池田町内に住所があり、生後6か月から小学6年生までのお子さんの保護者（その他、対象年齢外でも町が認めた場合は利用できることがあります。）
- ◆利用料金：○月～金曜日 午前7時～午後9時 30分 250円  
○土・日曜日・祝日 午前7時～午後9時 30分 300円  
○食事・ミルク・おやつ代 実費  
○ガソリン代 1日の送迎で10km 100円
- ◆内容：○自宅などでの子どもの預かり  
○保育施設や習い事などへの送迎
- ◆流れ：①会員登録⇒②利用申込み（おねがい会員⇒センター）⇒③援助依頼  
⇒④まかせて会員紹介、事前打ち合わせ⇒⑤援助活動の実施、⑥報酬等の支払い

## 発達やことばに関する相談

### 池田町発達支援センター（保健センター内）

問合せ先：発達支援センターTEL 572-5495（直通）

心やからだ、ことばの発達に心配のあるお子さんやそのご家族の相談を受け必要な支援を行っています。電話、来所、関係機関訪問などを介して相談や支援にしています。

- ◆こんな心配はありませんか？
  - ・心やからだの発達が気になる子
  - ・落ち着きのなさや行動面が気になる子
  - ・ことばの発達や話し方が気になる子
  - ・対話やコミュニケーションがうまくとれない子
  - ・聞こえ方が気になる子
  - ・からだの動きがぎこちない
  - ・なんとなく他のきょうだいや周りの子とちがう
- ◆対象：池田町内に住む幼児～高校生
- ◆場所：池田町保健センター内
- ◆相談支援：実際にお子さんに関わったり、保護者の方からお子さんについて心配している事や普段の生活の様子を聞きし、関わり方について、より良い方法を一緒に考えていきます
- ◆個別支援：定期的に親子で通って頂き、お子さんの状況に応じた関わりをしています。
- ◆相談申し込み：月～金曜日 8時45分から17時30分の間で受け付けています。

## 子育て短期支援事業

### 子育て短期支援事業

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL572-2100

保護者の都合により、家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合に下記の児童養護施設で短期間お預かりします。

- ◆実施施設：児童養護施設 十勝学園（帯広市東9条21丁目1番地9）\*ご利用に当たり送迎は行っていません
- ◆利用対象：町内に住所を有する1歳以上の児童で、保護者が次の事由に該当する場合に利用できます。
  - ①疾病
  - ②育児疲れ、育児不安等の身体上または精神上の事由
  - ③出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
  - ④冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的事由
  - ⑤その他町長が必要と認めた事由

- ◆利用期間：1回につき原則7日以内
- ◆利用料金：1人1日当たり

世帯区分	1歳の児童	2歳以上の児童
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	1,000円	500円
ひとり親等世帯	2,100円	1,100円
その他の世帯	4,300円	2,300円

\*引き続く24時間を1日と算定し、24時間未満の端数は1日となります。

\*「ひとり親等世帯」とは母子・父子世帯や障がい者のいる世帯を言います。

\*利用時は事前に申請が必要になります。詳細につきましては、担当係にお問い合わせください。

## 子ども子育ての相談ができる町内の機関

子どもたちや保護者を支援する場、相談ができる係や施設があります。  
相談先が分からない時は、子育て支援係（保健センター）まで連絡をください。



施設名・連絡先		相談受付内容など
<b>池田町保健センター</b>  TEL：572-2100 住所：西3条5丁目	<b>池田町子ども家庭総合支援拠点</b> ・ <b>池田町子育て世代包括支援センター</b> （保健センター内）	子育て支援係 児童福祉、母子・父子福祉、児童虐待、子育て・育児などの相談や支援、池田保育園や学童保育所の入退所手続き
	<b>池田町発達支援センター</b> （保健センター内） TEL：572-5495 （直通）	発達支援係 子どもの発達、ことばに関する相談や支援など
		福祉係 社会福祉事業、障がい者福祉、生活保護、災害援護など
<b>池田町教育委員会</b>  TEL：572-5222 住所：西1条7丁目	学校教育係 転入・転校の手続き、いじめ、友だち関係、不登校、児童虐待、就学援助制度など児童生徒に関する相談など	
	社会教育係 生涯学習、郷土資料、文化財の保護や管理、生涯スポーツの奨励、各種スポーツ大会の開催、わんぱく体験塾、放課後子ども教室など	
<b>池田町役場（町民課）</b>  TEL：572-3114 住所：西1条7丁目	戸籍年金係 出生届、児童手当、児童扶養手当など	
	保険係 重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成など	
	環境住宅係 公営住宅に関する事など ごみに関する事など	
<b>池田町子どもセンター</b> （池田保育園併設）  TEL：572-3539 住所：西2条10丁目	子ども・保護者・妊婦さんの交流の場を提供しています。 子育ての悩みなど相談（直接・電話）に応じています。	
<b>池田保育園</b>  TEL：572-3659 住所：西2条10丁目	子育てに関する相談などに応じています。 ※保育時間中は対応できない場合や行事などの関係で、閉園している場合があります。	
<b>池田カトリック幼稚園</b>  TEL：572-3883 住所：西2条8丁目		

## 4.学 齡 期

### 入学前の健診と入学・転校手続きなど

小学校の就学時健康診断と小中学校の諸手続きなどについてお知らせします。

#### 就学時健康診断

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

小学校入学前年度の11月に就学に向けた健康診断を実施します。

※10月に案内文などを送付します。

◆対 象：次年度小学校に入学予定の全幼児

#### 小中学校入学手続き

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

入学する年の1月に、入学する学校を指定した「入学通知書」を郵送します。

※入学通知書が届かないとき、入学通知書を受け取った後に転居・転出されるときは、お問い合わせください。

◆対 象：次年度小中学校に入学予定の方

#### 転入・転出・転居の手続き

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

住民票の異動をされた対象（小中学校入学予定）のお子さんがある保護者の方は手続きをしてください。

◆転 入：・転入手続きの後、教育委員会で手続きをお願いします。

※在学していた学校からの「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をご持参ください。

◆転 出：・在学していた池田町の学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をもらいます。

・転出先の市区町村で住所の異動手続きをし、転出先の教育委員会の指示を受け、入学する学校へ上記の書類を提出してください。

◆転 居：転居手続きの後、新住所を学校へ連絡してください。



### 学齢期の支援と助成

小中学校に在籍するお子さんが対象の支援と助成制度についてお知らせします。

#### 就学援助制度

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

経済的な理由により教育費（給食費・学用品費・修学旅行費・医療費など）にお困りのご家庭で、支給要件を満たす保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

◆対 象：町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者

※所得制限があります。

◆手 続 き：在籍する小中学校を通して案内します。

所得を証明する書類などが必要です。

毎年手続きが必要です。

#### 支援学級

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

学年学級における教育で十分な教育効果を上げることが困難なお子さんたち一人ひとりに応じた指導・支援を行います。

学級は、知的障害、肢体不自由、言語障害、情緒障害、病弱学級などがあります。

◆対 象：学習内容を理解したり、集団生活の中で周囲の人々と円滑に関わることが難しいお子さん。支援、介助が必要なお子さん。

◆手 続 き：就学相談後に審査を経て決定します。

#### 特別支援教育就学奨励制度

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

支援学級に在籍する児童生徒を対象に、その保護者の経済的な負担を軽減して特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に、学用品費や給食費、修学旅行費などの一部を支給する制度です。

◆対 象：支援学級に在籍する児童生徒の保護者

※所得制限、生活保護認定世帯、就学援助費受給者、辞退者には支給されません。

◆手 続 き：教育委員会から対象となる保護者の方へ案内文を送付します。手続きは毎年必要です。

## 北部地域住民の十勝バス帯広陸別線の運賃額助成

問合せ先：企画財政課企画統計係 TEL 572-3112

北部地域に住んでいる町民が通院や買い物等に出るための交通手段として、十勝バス帯広陸別線を利用する際の大森・高島方面から池田及び利別市街地までの運賃額を助成します。

- ◆対象：大森、常盤、美加登、信取、高島、近牛、様舞、清見地区に住んでいる町民
- ◆対象区間：大森9線停留所～利別33号停留所（マックスバリュー前）
- ◆助成額：中学生以下 対象区間の運賃額の全額  
高校生以上 対象区間の運賃額から個人負担額100円を差し引いた額  
※助成券は1回利用時に1枚必要で運賃助成券と運賃額の不足額を一緒に運賃箱に入れてください。
- ◆手続き：高島支所または企画統計係に申請すると1回の申請につき最大45枚の助成券を交付します。

## 放課後の支援

学童保育所と小学生の放課後支援活動の紹介です。

## 池田学童保育所（池田小学校内）

申込み・問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

### 「学童保育所通常保育」について

放課後や行事の振替休日、長期休暇中など、家に仕事などで保護者がいない家庭の小学生を対象に学童保育所があります。池田町内の小学校に通学する児童は利用が可能です。

- ◆対象：放課後および長期休暇期間中などに適切な保護を受けられない児童（小学1年生～6年生）
- ◆利用料：月額3,000円（2人目以降の児童と教育委員会の就学援助を受けている児童は半額）
- ◆保育時間：月～金曜日…下校時から午後6時30分まで 土曜日…毎週午前8時から午後6時30分まで学校授業、その他に応じ保育時間は変わります。長期休暇の場合は1日預かりを行っています。  
詳しくは、担当係または学童支援員までお問い合わせください。
- ◆定員：120名 連絡先：池田学童保育所 TEL 572-2212
- ◆利用方法：利用前には、入所申請が必要です。退所する場合は退所申請が必要です。

### 「学童保育所一時保育」について

一時保育を実施しています。池田町内の小学校に通学する1年生～6年生は利用が可能です。

- ◆対象：下校時、保護者のやむを得ない事情により一時的に利用が可能です。
- ◆利用料：日額200円
- ◆利用日：月～土曜日まで利用可能
- ◆休所日：日曜、祝日、年末年始、その他必要に応じて休所する事があります。
- ◆定員：池田学童保育所1日おおむね10名まで（依頼順）
- ◆利用方法：利用前には、入所申請と予約が必要です。  
緊急時は、担当係までご相談ください。



## 放課後子ども教室

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 TEL 572-5222

子どもたちの安全・安心な居場所として、小学校の体育館などで、放課後にスポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動などの取り組みを月に1～2回程度、実施しています。

- ◆対象：小学生
- ◆手続き：小学校を通して案内します。（事前の登録が必要です。）

## 学齢期の検査

### エキノコックス検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

エキノコックス症の早期発見を目的に、小学3年生以上の方を対象にエキノコックス検査を実施しています。5年ごとに検査を受けることをお勧めしています。

- ◆対象：小学3年生以上（※検診当日は、必ず保護者の方が同伴して下さい。）
- ◆検査方法：血液検査（採血）
- ◆費用：300円
- ◆検査機関：いけだ地域医療センター、くりばやし医院、藤田クリニック  
※「巡回ドック」「日曜健診」でも検査を受けることができます。  
日程は、「保健カレンダー」または係までお問い合わせください。

## 小学生道外派遣研修事業

### 小学生道外派遣研修事業

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

子どもたちを道外（沖縄県読谷村）に派遣し、派遣先の歴史、生活、文化などを視察研修し、その地域の人々との交流や様々な体験、団体生活などを通じて、池田町を担う次世代の人材育成を図ります。

- ◆対象：小学5・6年生の参加希望者 一人1回
- ◆派遣時期：小学校の夏休み期間中の5日間程度を予定  
※派遣研修（本研修）のほか、事前研修や事後研修への参加も必要となります。詳細な事業内容については、小学校などを通してお知らせします。

## 各種講座や行事の案内

池田町の児童を対象に行われている講座、行事、少年団、町内会の活動について紹介します。

### 通学合宿

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

町内の小学4～6年生を対象に、家庭から離れ集団生活を行いながら寝食を共にして通学し、地域のボランティアの方々に協力してもらいながら、炊事や掃除などの生活を体験する事業です。

- ◆対象：小学4～6年生
- ◆手続き：小学校を通して案内します。

### わんぱく体験塾

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

町内の小学生を対象に、各種野外活動や工作、実験などの体験学習を行っています。年10回程度、土日や学校の休日に実施しています。

- ◆対象：小学生（内容に応じて対象学年が異なります）
- ◆手続き：小学校を通して案内します。

### 池田町子ども会育成連絡協議会の活動

事務局窓口：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

各町内会・自治会での子ども会活動の支援と連携を図るため池田町子ども会育成連絡協議会があります。行事としては、毎年小学3～6年生を対象に宿泊研修や工作などを実施しています。

- ◆問合せ先：池田町子ども会育成連絡協議会

### スポーツ少年団の活動

事務局窓口：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

スポーツ少年団は、青少年のこころとからだの健全育成をスポーツ活動を通して行うことを目的とした団体です。主に、保護者で組織する後援会と地域のボランティアの指導者で、その活動を支援しています。

R5年4月現在で、8少年団が池田町スポーツ少年団本部に加盟し、活動しています。

- ・池田野球少年団 ・池田柔道少年団 ・池田スケート少年団 ・池田サッカー少年団
- ・池田水泳少年団 ・池田陸上少年団 ・池田ミニバスケットボール少年団 ・池田バドミントン少年団

- ◆対象：主に小学生（各少年団によって対象年齢・学年が異なります）
- ◆手続き：各少年団へお申し込みください。
- ◆問合せ先：池田町スポーツ少年団本部



## 学齢期の相談事業など

子ども自身からの相談、保護者からの相談、子どもに関わる人からの相談などに、各相談員や関係機関が応じています。一人で悩まないで、勇気を出して相談し一緒に解決の糸口を見つけましょう。

## 子ども110番の家

問合せ先：総務課情報防災係 TEL 572-3111

子どもが危険を感じた時に駆け込むことができ、保護してもらえる緊急避難場所です。

◆「子ども110番の家」は申請による登録制です。

## 教育に関する相談

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

保護者の方がお子さんの教育に関する事で相談ができる窓口を設けています。  
お子さんの学校のこと、家庭のこと、友だち関係のこと、進路のことなど



## 池田町いじめホットライン

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

子どもたちの悩み事などに対応する、専用電話を設置しています。  
「0120-415-797」

- ◆通話料：無料
- ◆池田町いじめホットラインは、池田中学校ふれあいルームに設置しています。
- ◆教育相談員が午前9時から午後4時まで対応しています。
- ◆教育相談員が不在の場合・夜間の場合は、ホットラインは「十勝こども家庭支援センター」に転送されます。

## おしらせ

### 学級種別の呼称を変更しました

学級種別として「普通学級」と「特別支援学級」がありますが、池田町では、「普通学級」を「学年学級」、「特別支援学級」を「支援学級」と呼んでいます。

学級種別の名称は、人によって色々な印象を受けます。中には、違和感を抱く方もいらっしゃるので池田町では、呼び方を変えました。

◆問合せ先：池田町教育委員会 教育課学校教育係 TEL 572-5222

## 5.高 校 生

### 池田高等学校支援

「池田高等学校就学奨励事業」「池田高等学校総合学科支援事業」については、他町から通学している池田町に住民票を持たない生徒も対象になります。

#### 池田町高等学校就学奨励事業

問合せ先：池田高等学校 Tel 572-2662

企画財政課企画統計係 Tel 572-3112

北海道池田高等学校に就学している生徒に必要な就学費用の一部を助成します。

##### 「入学報奨金」

◆対 象：新入学の生徒で5月1日現在 在学中の者

◆助 成 額：一時金として 50,000円

##### 「就学奨励金」

◆対 象：第2学年の生徒で5月1日現在 在学中の者

◆助 成 額：一時金として 50,000円

■申請書提出先：池田高等学校

※必要書類（学校に請求）を添えて、毎年4月末日までに申請

##### 「下宿等助成金」

◆対 象：在学中で町内下宿に入居している者、又は賃貸住宅に在学中の生徒のみで入居している者

◆助 成 額：一契約につき月額 30,000円

※月の下宿等代金が助成金額未満のときは、下宿等代金を上限として助成

■申請書提出先：池田高等学校

※下宿等に入居した時から90日以内に必要書類を添えて申請

#### 池田高等学校総合学科支援事業

問合せ先：池田高等学校 Tel 572-2662

企画財政課企画統計係 Tel 572-3112

池田高等学校に就学している生徒に対して、学習・進路対策として各種検定、模擬試験等にかかる費用や部活動の遠征費を、池田高等学校教育振興会をとおして、補助しています。

◆対 象：在学している全生徒

◆助 成 額：学習、進路対策…各種検定、模擬試験等に係る費用の3/4を上限として補助  
部活動遠征費…遠征費用の一部を補助（全道大会等に限る）

■申 請 先：池田高等学校

※必要に応じ、適宣申請

#### 十勝バス帯広陸別線の通学定期代の助成

問合せ先：企画財政課企画統計係 Tel 572-3112

十勝バス帯広陸別線を利用し通学する高校生に対して、定期券購入金額の一部を助成します。

◆対 象：町内在住の高校生

◆対象区間：池田駅停留所～大森9線停留所

※ただし、清見神社前停留所から池田駅前停留所までの間を利用する者は対象外となります。

◆助 成 額：1か月・2か月・3か月定期券で購入費用のうち個人負担額が月額4,000円を超えた金額

◆手 続 き：企画統計係まで必要書類を添えて申請。 ※在学している証明書が必要になります。

#### 北部地域住民の十勝バス帯広陸別線の運賃額助成

問合せ先：企画財政課企画統計係 Tel 572-3112

詳しくは16ページをご覧ください。



## 6. 子育てに関する相談

### 乳児期・幼児期の相談

#### ●池田町子育て世代包括支援センター（保健センター内）

全ての妊産婦の方々を対象に妊娠や出産、子育てに関するさまざまな相談に応じ必要なサービスを紹介するなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。

◆問合せ先：保健子育て課保健推進係  
（保健センター）Tel 572-2100

#### ●池田町子どもセンター

詳しい内容は、9ページをご覧ください。

◆問合せ先：池田町子どもセンター  
（池田保育園併設）  
Tel 572-3539

### 学童・思春期の相談

#### ●教育に関する相談 ●池田町いじめホットライン

詳しい内容は、18ページをご覧ください。

◆問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 Tel572-5222

### 発達やことばに関する相談

#### ●池田町発達支援センター（保健センター内）

詳しい内容は、13ページをご覧ください。

◆問合せ先：発達支援センターTel572-5495（直通）・Tel572-2100（保健センター共用）

### 子育て全般に関する相談

#### ●池田町子ども家庭総合支援拠点（保健センター内）

心身共に健やかな子どもの成長を支援するため、子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援を行います。

◆問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）Tel 572-2100



## 虐待・いじめに関する相談

### ●児童虐待に関する相談

「虐待を受けたと思われる子ども」を見かけた方、子育てについて不安を持っている方、悩まないでまずお電話ください。親子を救うため、関係機関と連携して子どもたちを虐待から守ります。虐待ではないかと疑われる場合でもご相談ください。

#### ≪虐待とは・・・≫

- \* **ネグレクト**（養育の怠慢・放置）…こどもの発育や健康に大切な衣食住の世話をしない、病気なのに医師に見せないなど、子どもをほったらかしにする。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
- \* **身体的虐待**…子どもの身体に暴力を加える。殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- \* **心理的虐待**…怒鳴ったり、言葉によるおどし、おびえさせたり、差別（兄弟間差別的扱いなど）や無視などで子どもの心を傷つけること、子どもの目前で配偶者などに対し暴力をふるうこと など
- \* **性的虐待**…子どもにわいせつな行為をすること、行為をさせること見せること、性的行為の強制、性器や性行為を見せること、ポルノグラフィの被写体にするなど

### ●いじめに関する相談

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものです。「いじめなどにあっている子ども」「相手をいじめるなどの行為を行っている子ども」など、いじめを察知した時には一人で悩まず相談をしてください。相談ができる関係機関を14ページに掲載していますのでご覧ください。

- ◆問合せ先：池田町保健子育て課子育て支援係（保健センター）  
池田町教育委員会教育課学校教育係  
池田警察署 刑事・生活安全課  
子どもの人権 110 番（全国共通）  
// （釧路地方務局）  
北海道帯広児童相談所  
児童相談所全国共通ダイヤル  
児童相談所ホームページ  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/obj/>
- Tel.572-2100  
Tel.572-5222  
Tel.572-0110  
Tel.0120-007-110（IP電話以外の場合・無料）  
Tel.0154-31-3110（IP電話の場合・有料）  
Tel.0155-22-5100  
いちやく  
**☎189番**

児童相談所 HP







## 生活の支援

障がい児（者）が地域社会の中で自立した生活を送るために様々な事業を実施しています。

### 障害児（者）福祉サービス

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

障がい程度が一定以上の人に生活上または療育上の必要な介護（介護給付）および身体的または社会的なリハビリにつながる支援（訓練等給付）を提供します。障がいの種類（身体・知的・精神・難病等）にかかわらず共通の障害福祉サービスを利用することができます。

サービスの種類によっては利用できる施設や援助を行う施設が町内にないものもあります。お困りの方は他機関への紹介など相談に応じますので係までお問い合わせください。

### 補装具の交付・修理

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

日常生活上の機能を向上させるため、車いす・座位保持装具・靴型装具などの補装具の交付と修理を行います。世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

- ◆対象：身体障害者手帳の所持者および難病患者等

### 日常生活用具の給付

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

在宅の重度障がい児（者）に対し、頭部保護帽、訓練用椅子や入浴補助用具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

- ◆対象：身体障害者手帳または療育手帳の所持者（障がいごとに給付する内容が変わります。）

### 軽中度難聴児補聴器購入費助成

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、健全な言語、コミュニケーション能力の習得、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。

- ◆対象：町内に住所を有し、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者で、医師が補聴器を必要と認めた18歳未満の児童。その他町長が特に必要と認めた者。

## 障がい児（者）を支援する会

### 「輪っかの会」（わっかのかい）

池田町内に住む障がいの有無に関わらず、何らかの支援を必要とする子ども・障がい者と保護者、活動趣旨に賛同する方やボランティアの方たちの協力を頂き活動している会です。

#### ◆活動内容

「輪っかの日」…5・6・9・11・2月の第4木曜日19:00～

多世代交流施設 ふらっとやロココで行っています。お子さんの心配事や近況報告を話したり、情報交換や児童福祉制度などの勉強・事業所見学などを行っています。

「輪っか親子交流会」…7・10・12・1・3月の第3土曜日13:00～（7月は30日、1月は8日）

多世代交流施設 ふらっと、総合体育館、マックスバリュウ2階などで行っています。親子1組500円、子ども2人目から250円、行事保険代等含まれます。内容はおやつ作り、ポッチャ等遊びを通して交流を深めています。高校生や町内のボランティアの方々の協力もあり安心して楽しめる場を提供しています。

- ◆費用：「親子交流会」…年会費（一家族）1,200円

途中入会者は参加した月より1か月100円

- ◆注意事項：活動に参加をされる方は、「日時・場所」が変更する場合がありますので事前に確認してください。詳しい内容・対象者・利用手続きなどについては、問合せ先まで確認してください。

- ◆問合せ先：パンフレット・ポスターに連絡先が記載されています。

※保健センター・役場・保育園・幼稚園・商店などに貼ってあります。

## 8. ひとり親家庭

### ひとり親家庭への支援

ひとり親で育児をされている方のための制度を紹介します。  
各制度により対象となる方が異なりますので、詳細については各担当窓口へご相談ください。

#### 児童扶養手当

問合せ先：町民課戸籍年金係 TEL 572-3114

児童扶養手当は、両親の離婚などにより児童の母（父）、または母（父）にかわってその児童を養育している方、あるいは父（母）の身体などが重度の障がいの状態にある児童の母（父）に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。池田町に住民登録をされている方は、北海道知事の認定を受けることにより、手当が支給されます。認定請求の手続きなど、詳しくは下記係までお問い合わせください。

- ◆支給要件：次のいずれかの状態の児童（18歳の年度末まで、心身などに中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の養育などを行っている方
  - ①父母が離婚した後、父（母）と生計を共にしていない
  - ②父または母が死亡した
  - ③父または母に重度の障がいがある
  - ④父または母がDV防止法による保護命令を受けている
  - ⑤母が婚姻しないで出生した ほか
- ※児童の父または母、同居する方などの所得制限の条件があります。
- ◆手 当 額：（R5年4月から、対象児童1人の場合）
  - 全部支給 月額 44,140円
  - 一部支給 月額 10,410円～44,130円
- ◆支 給 月：年6回（奇数月）の支給になります。
- ◆そ の 他：婚姻（事実婚なども含む）したときや支給要件に該当しなくなったとき、受給者または児童が新たに公的年金等を受けられるようになったときや児童が公的年金等の加算対象となったとき、氏名・住所・銀行口座などに変更があったときなどには届け出が必要です。届け出がない場合、支給の差し止めや資格を喪失していた期間の手当を全額返還することになりますのでご注意ください。



#### 医療費助成

問合せ先：町民課保険係 TEL 572-3114

ひとり親家庭（母子・父子家庭）のみなさんが保険証を使って医療機関で受診された際、保険診療金額について、その全部または一部を助成します。

- ※所得制限があります。
- ※保険適用外の費用などは対象外です。
- ◆対 象：18歳未満の母子家庭の母・父子家庭の父（18～20歳未満の子を扶養している母または父）の入院費と18歳未満の児童（扶養されている場合は20歳未満の子）の医療費。
- ◆手 続 き：健康保険証を添えて「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けてください。

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

母子父子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的に、北海道が行っている制度です。

- ◆資金の種類：修学資金、就学支度資金、就職支度資金、その他（技術習得など）

#### 母子父子家庭贈与金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

母子父子家庭を対象にお子様の小学校入学・中学校卒業に対して贈与金をお贈りしています。

- ※該当基準があります。
- ◆対 象：小学校入学予定者、中学校卒業予定者
- ◆支 給 額：対象児童1人につき20,000円
  - ※所得制限があります。
- ◆手 続 き：毎年2月に「広報池田」などにて周知いたします。



## 不妊治療費・不育症治療費助成事業

### 池田町不妊治療費助成事業

問い合わせ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

#### ◆対象となる治療

□一般不妊治療：タイミング法、人工授精

□特定不妊治療：生殖補助医療（採卵・採精、体外受精、顕微授精、凍結胚移植など、これらの治療に伴い、医師が推奨する先進医療も含む）、男性不妊治療

※いずれも国内の医療機関で治療を受けたもので、上記の治療に付随する検査及び調剤を含む

#### ◆対象者（①～⑤すべての要件に該当する方）

①婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある方を含む）

②夫婦のうち不妊治療を受けた方が、治療時及び助成金交付申請時に、池田町に住所を有していること

③町税等の滞納がないこと（申請者の配偶者が池田町に住所を有している場合は、当該配偶者についても町税等の滞納がないこと）

④他の市町村から同様の助成を受けていない又は受ける見込みがないこと

⑤特定不妊治療については、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること

#### ◆助成内容

	助成範囲	助成額	助成回数制限	申請期限
一般不妊治療	自己負担額に対し助成 （保険適用、 適用外治療も含む）	一年につき <b>5万円</b> まで	なし	<b>1年度分をまとめて治療した年度の3/31までに申請</b> ※治療が終了した場合や自己負担額が5万円を超えた場合は随時申請
特定不妊治療	自己負担額に対し助成 （保険適用、 適用外治療も含む）	1回の治療（※1） につき <b>15万円</b> まで	治療開始時点の女性の年齢 ・40歳未満：6回 ・40歳以上43歳未満： 3回 ※いずれも1子ごと	<b>1回の治療が終了したら速やかに申請</b> （治療が終了した年度の3月31日まで）

※高額療養費や付加給付、治療入院時の食事療養標準負担額を差し引いた自己負担額に対して助成します。

（※1）1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る過程の治療又は精子を精巣上体から採取するための手術、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた授精胚による冷凍胚移植も1回の治療とみなします。

### 池田町不育症治療費助成事業

問い合わせ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

#### ◆対象者

2回以上の流産、死産（高リン脂質抗体症候群の臨床所見を満たす方は1回以上の流産、死産）、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、次のすべての要件に該当する方です。

①「北海道不育症治療費助成事業」の助成決定を受けていること（道内（札幌市、旭川市及び函館市を除く）に住所を有していること、日本国内の医療機関で検査または治療を受けた方）

②池田町に住所を有していること

③町税の滞納がないこと（申請者の配偶者が池田町に住所を有している場合は、当該配偶者についても町税等の滞納がないこと）

④申請に係る不育症治療に対し、他の市町村から同様の助成を受けていないこと（申請者の配偶者も含む）

#### ◆対象となる検査・治療

○不育症の因子を特定するための検査

子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査

○検査結果に基づく治療

手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング

#### ◆助成額等

1回の検査・治療に要した費用の額から、「北海道不育症治療費助成事業」で受けた額を差し引いた額のうち20万円を上限として助成します。ただし、治療にかかった費用から「北海道不育症治療費助成事業」で受けた額を差し引いた額が20万円に満たない場合はその額の助成（100円未満端数切り捨て）となります。



## 11. 住まいの情報とサービス



### 住宅に関する情報

#### 公営住宅

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

公営住宅は、住宅に困っている低所得者のために供給している住宅です。入居者資格が必要であり、公募により入居者を募集します。

- ◆入居資格：
  - ・現に住宅に困窮していることが明らかであること。
  - ・入居しようとする同居者全員の収入の合計が原則月額 158,000 円以下であること。
  - ・市町村税等を滞納していないこと。
  - ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
- ◆住宅名称：緑苑団地、旭町団地、9丁目団地、10丁目団地、新10丁目団地、利別東団地、利別本町団地、高島団地、まちなか団地
- ◆その他：公営住宅によっては浴そう、風呂ガマ、給湯器、ストーブ、居室の照明などが個人負担になる住宅があります。家賃は収入に応じて決定されます。

#### 特定公共賃貸住宅

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者層などの居住用に供するために設置された住宅であり、公募により入居者を募集します。一般向け住宅（家族用）と独身者向け住宅がありますが、ここでは一般向け住宅（家族用）についてのみ記載します。

- ◆入居資格：
  - ・町内に住所または勤務場所を有する者で町税等を滞納していないこと。
  - ・現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）があり、所得が町長の定める基準に該当する者。
  - ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと。※その他、詳しい内容については係までお問い合わせください。
- ◆住宅名称：3丁目団地

#### 定住促進住宅

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

子育て世帯の定住を促進するとともに、安心して住み替えできる環境を整備するため、池田町定住促進住宅を設置しました。

- ◆入居資格：
  - ・池田町に定住するため住宅を必要とする方で、入居後、定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録する方であること。
  - ・入居申込時に、現に同居し、又は同居しようとする子ども（高校3年生まで）がいること。
  - ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
  - ・町税等を滞納していないこと。※その他、詳しい内容については下記係までお問い合わせください。
- ◆住宅名称：8丁目定住促進住宅
- ◆問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

#### 池田町住情報ステーション

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

移住・定住の促進を目的に「池田町住情報ステーション」を開設しています。池田町の空き家・空き地・賃貸マンションなどの住宅情報を一元的に把握し、利用希望者に情報を公開しています。新たにお住まいをお探しの方は、ご活用ください。「池田町ホームページ」から、アクセスすることができます。

HP：<https://www.town.hokkaido-ikeda.lg.jp/kurashi/jutaku/390.html>

HP



#### 住宅等リフォーム促進奨励金

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

自ら所有・居住する住宅をリフォームする場合、奨励金の交付を受けられます。中古住宅を購入してリフォームを行う場合など、ご活用ください。

- ◆条件：町内業者を利用した 50 万円以上の工事（トイレや風呂など、設備の改善も対象となります。）
- ◆奨励金額：経費の 10% 上限 20 万円。ただし、中古住宅購入後 30 日以内のリフォーム申請は上限 40 万円。
- ◆交付方法：池田町商工会商品券で交付します。

## 池田町住宅取得応援奨励金

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

池田町内において新築住宅または中古住宅を取得する場合、奨励金の交付を受けられます。

- ◆条 件：取得に係る経費が新築住宅は 300 万円以上、中古住宅（土地代を含む）は 100 万円以上
- ◆奨励金額：「基本奨励金」…住宅取得に係る経費の 100 分の 5  
上限額（新築住宅・中古住宅 各 20 万円）  
「加算奨励金」…町内建設業者加算 20 万円（新築住宅に限る）
- ◆交付方法：「基本奨励金」は池田町商工会商品券で交付します。  
「加算奨励金」は現金での交付も可能ですが、100 分の 80 の交付となります。

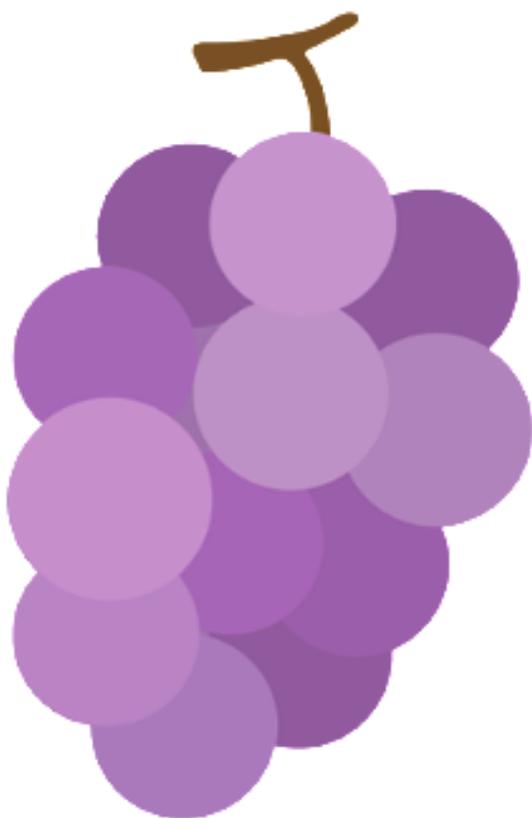
## 池田町老朽建物解体促進奨励金

問合せ先：町民課環境住宅係 TEL 572-3114

未利用の老朽建物の解体をする場合、奨励金の交付を受けられます。

- ◆条 件：町内に住所を有する事業者によって、総額 20 万円以上の解体撤去を行うもの
- ◆対象物件：建築後 22 年以上が経過し、池田町固定資産税台帳に登録されている戸建住宅・共同住宅・併用住宅、事務所、店舗等（農業施設は対象外となります。）  
※住宅以外の建物に関しては、対象地域に制限があります。
- ◆対 象 者：老朽建物の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人）
- ◆奨励金額：事業対象経費の 3 分の 1 限度額：老朽住宅 60 万円、老朽事務所、店舗等 80 万円
- ◆交付方法：池田町商工会商品券で交付します。





## 池田町子育てガイドブック

— 発 行 —

第1版：平成27年1月

第2版：平成27年4月

第3版：平成28年8月

第4版：平成29年7月

第5版：平成30年8月

第6版：令和元年10月

第7版：令和4年10月

第8版：令和5年8月

北海道池田町役場

〒083-8650 北海道中川郡池田町字西1条7丁目11番地

TEL 015-572-3111 FAX 015-572-5158

池田町ホームページ <https://www.town.hokkaido-ikeda.lg.jp>

作成／保健子育て課 子育て支援係（保健センター）  
TEL 015-572-2100 FAX 015-572-2862  
E-mail [kosodate@town.hokkaido-ikeda.lg.jp](mailto:kosodate@town.hokkaido-ikeda.lg.jp)

